

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）」が令和 5 年 5 月 19 日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）」が令和 5 年 7 月 20 日にそれぞれ公布されました。

今回、既に被用者保険で実施されている産前産後休業期間中の保険料免除と同様に、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後の期間相当分（単胎妊娠は 4 か月間。多胎妊娠は 6 か月間）の均等割保険税及び所得割保険税を免除することとされたことから、関係部分について丹波篠山市国民健康保険税条例（以下「国保税条例」といいます。）の改正をするものです。

なお、産前産後期間の保険料（税）軽減措置の取扱いに関し、厚生労働省保険局国民健康保険課より令和 5 年 11 月 28 日付けで通知があったことにより、提案するものです。

## 2 改正の概要

新 設		
第 22 条 第 3 項	出産被保険者の国民健康保険税の免除について規定	<p>出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額と均等割額を免除します。</p> <p>免除期間は、単胎妊娠の場合 4 か月間（産前 1 か月＋産後 3 か月）、多胎妊娠の場合 6 か月間（産前 3 か月＋産後 3 か月）とします。</p> <p>○所得割額</p> <p>国保税条例第 3 条、第 6 条、第 8 条の規定により算定した所得割額の 1/12 の額に免除期間を乗じた金額を免除します。</p>

		<p>○被保険者均等割額</p> <p>国保税条例第4条、第7条、第9条の規定により算定した被保険者均等割額の1/12の額に免除期間を乗じた金額を免除します。</p> <p>軽減世帯については、7割軽減・5割軽減・2割軽減後の被保険者均等割額の1/12の額に、免除期間を乗じた金額を免除します。</p>
第22条の5	<p>出産被保険者に係る国保税免除に係る届出について規定</p>	<p>産前産後期間の免除を受けるためには、原則として世帯主が届け出ます。市は、母子健康手帳などで事実を確認します。</p> <p>出産後に世帯主からの届出がない場合、市が出生届などで必要な事実を確認できたときは、届出を免除することができます。</p> <p>出産予定日の6か月前から届出可能です。</p>
<p>免除措置の「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含みます。）及び早産の場合も対象となります。</p>		

・財源措置 国 1/2 県 1/4 市 1/4

**3 施行期日** 令和6年1月1日

## 議案第 84 号説明資料

令和 5 年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第 12 号）説明資料  
（価格高騰対策における低所得世帯追加支援事業について）

### 1 事業概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1 世帯あたり 7 万円を追加支給します。

給付対象・・・4, 700 世帯（見込み）

基準日（令和 5 年 12 月 1 日）において、住民税非課税者のみで構成される世帯

### 2 補正額

336, 594 千円（※財源 国庫 10/10）

内訳：支援給付金 329, 000 千円（7 万円×4, 700 世帯）

支援給付金事務費 7, 594 千円

（システム導入費、郵便料など）

### 3 その他

令和 5 年国の総合経済対策において、低所得者への支援として令和 5 年度分の住民税非課税世帯に対し、1 世帯あたり 7 万円を追加支給する補正予算が可決され成立しました。

支給時期については、1 月中に支給が開始できるよう早急に準備を進めます。

支給方法等の詳細が決まり次第、ホームページなどでお知らせします。

### 4 担当課

保健福祉部社会福祉課、長寿福祉課